第1064号
26.10.21
付
小郡三井医師会

福県医発第1995号（地）
平成26年10月20日

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　松田　峻一良
（公印省略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

ＤＰＣ対象病院における費用の額の算定方法について、「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名」（平成20年厚生労働省告示第95号）の一部が改正され、その取扱いについて「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月19日保医発第0319第4号）が改正された旨、厚生労働省保険局医療課より日本医師会を通じて別添のとおり本会に参りましたのでご連絡申し上げます。

具体的には、定義テーブル中の「040040肺の悪性腫瘍」について「アレクチニブ塩酸塩」が追加されました。（詳細につきましては添付資料をご参照願います。）

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、会員にご周知いただきますようお願いいたします。

小郡三井医師会より　　**医療保険・後期高齢者医療担当理事　山下拓郎**
会長　廣瀬真恵

（保 128）
平成 26 年 9 月 19 日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
松本　純一

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

DPC 対象病院における費用の額の算定方法について、「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名」（平成 20 年厚生労働省告示第 95 号）の一部が改正され、その取扱いについて「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（平成 26 年 3 月 19 日、保医発第 0319 第 4 号）が改正された旨、厚生労働省保険局医療課長より別添のとおり通知されましたので、ご連絡申し上げます。

具体的には、定義テーブル中の「040040 肺の悪性腫瘍」について、「アレクチニブ塩酸塩」が追加されました。詳細は添付資料をご参照ください。

＜添付資料＞

1．厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件
（厚生労働省告示第 341 号）

2．「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について
（平 26.9.2　保医発 0902 第 4 号　厚生労働省保険局医療課長）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務三八三）　二
○世界貿易機関を設立するマラケシュ協定へのイエメン共和国の加入のための議定書のイエメン共和国による受諾に関する件（外務二九二）　三
○アルメニア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とアルメニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九三）　三
○工科系大学拡充計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九四）　三
○キルギス共和国における「紛争地域における母子保健強化を通じた平和促進計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同二九五）　三
○ベトナム社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九六）　三
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九七）　三
○国立保健医療・社会開発学校母子保健実習センター建設計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九八）　三
○カヤ初等教員養成校建設計画のための贈与に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件（同二九九）　三
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働三三八）　四
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同三三九）　四
○特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（同三四〇）　四
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件（同三四一）　六
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（同三四二）　六
○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体の代表者の氏名を変更した件（同三四三）　六
○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を変更した件（同三四四）　六
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一一五二～一一五六）　六
○登録調査機関が行う調査業務の一部廃止を許可した件（特許庁八）　八
○信号符字を点附した件（国土交通八七八）　八
○信号符字を取り消した件（同八七九）　八
○船舶国籍証書を無効とした件（同八八〇）　八
○多摩川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（関東地方整備局三三七）　八
○建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（近畿地方整備局一五六）　八

〔人事異動〕

内閣　外務省　財務省　特許庁　環境省　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

官庁事項　九
余別地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について（農林水産省）　九
熊石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について（同）　九
函館地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について（同）　九
農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について（同）　九

労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇

〔公告〕

国土調査の実施に関する公示（国土地理院）　一〇

裁判所
諸事項
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

会社その他　一三

オルプロリクス静注用500	500国際単位1瓶（溶解液付）	106.104
オルプロリクス静注用1000	1,000国際単位1瓶（溶解液付）	209.985
オルプロリクス静注用2000	2,000国際単位1瓶（溶解液付）	415.572
オルプロリクス静注用3000	3,000国際単位1瓶（溶解液付）	619.531
（し）		
ジェブタナ点滴静注60mg	60mg1.5mL1瓶（溶解液付）	593.069
（と）		
トレプロスト注射液20mg	20mg20mL1瓶	186.277
トレプロスト注射液50mg	50mg20mL1瓶	339.537
トレプロスト注射液100mg	100mg20mL1瓶	534.711
トレプロスト注射液200mg	200mg20mL1瓶	842.076
（は）		
バイクロット配合静注用	（第Ⅶa因子1.5mg第Ⅸ因子15mg）1瓶（溶解液付）	263.394
（ひ）		
ビフリア点滴静注用400単位	400単位1瓶	300.146
（れ）		
レスピア静注・経口液60mg	60mg3mL1瓶	810

外用薬	規格単位	薬価（円）
（あ）		
アノーロエリプタ7吸入用	7吸入1キット	1,997.20
（く）		
クレナフィン爪外用液10%	10%1g	1,657.50
（と）		
ドボベット軟膏	1g	276.40
（み）		
ミレーナ52mg	1個	26,984.30

○厚生労働省告示第三百三十九号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第一号ハ及びト並びに第二十一条第二号ハ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号ハ及びト並びに第二十一条第三号への規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二日　厚生労働大臣　田村　憲久

第十第一号中「遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤」の次に「、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤」を加える。

○厚生労働省告示第三百四十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二日　厚生労働大臣　田村　憲久

別表第九中「遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤」を「遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤　乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤」に改める。

○厚生労働省告示第三百四十一号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二日　厚生労働大臣　田村　憲久

表の393から422までの項中

5あり	グフィチニブ，クリゾチニブ，アファチニブマレイルロチニブ，エシ酸塩	

を

5あり	グフィチニブ，クリゾチニブ，エシ酸塩	

に改める。

○厚生労働省告示第三百四十二号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二日　厚生労働大臣　田村　憲久

別表一の1の項中「添附文書」の下に「（薬事法（昭和35年法律第145号）第52条の規定により医薬品に添附する文書をいう。以下同じ。）」を「第14条第9項」の下に「（同法第19条の2第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、同表に次のように加える。

46	インターフェロンガンマ－1a（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成26年5月23日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	130030xx99x2xx
		070010xx010x0x
		070010xx010x1x
47	テノスマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成26年5月23日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	070010xx011xxx
		070010xx970xxx
		070010xx971xxx
		070010xx99xxxx
48	レボノルゲストレル（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成26年6月20日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	120250xx97xxxx
		120250xx99xxxx

保医発０９０２第４号
平成２６年９月２日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

本日「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名」（平成20年厚生労働省告示第95号）の一部が平成26年厚生労働省告示341号をもって改正されたところであるが、ＤＰＣ制度のより一層の透明化、適正化等を図る観点から、その取扱いについて通知するので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

１．改正の概要について

「040040 肺の悪性腫瘍」のうち、手術・処置等２の５に「アレクチニブ塩酸塩」を追加する。

２．関係通知の一部改正について

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（平成26年３月19日保医発第0319第４号）の定義テーブル中、「040040 肺の悪性腫瘍」を別紙のとおり改める。

別紙

診断群分類			医療資源を最も投入した傷病名		年齢、出生時体重			手術					手術・処置等1				手術・処置等2				定義副傷病				重症度等	
MDC	コード	分類名	ICD名称	ICDコード	コード	フラグ	年齢、出生時体重	手術分岐	対応コード	フラグ	点数表名称	区分番号等	対応コード	フラグ	処置等名称	区分番号等	対応コード	フラグ	処置等名称	区分番号等	対応コード	フラグ	疾患名	疾患コードまたはICDコード	フラグ	重症度等
04	0040	肺の悪性腫瘍	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略） 5 9 クリゾチニブ、アレクチニブ塩酸塩 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）